

## 1 目的

金城学院大学（以下「本学」という。）は、本学における知的財産の創出、保護・管理、活用等に関する基本的な考え方を金城学院大学知的財産ポリシー（以下「知的財産ポリシー」という。）として定める。

## 2 定義

知的財産ポリシーの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 教員等とは、本学の教員及び助教をいう。

(2) 発明等とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権の対象となる発明

イ 実用新案権の対象となる考案

ウ 意匠権、回路設置利用権及び著作権の対象となる創作

エ 品種登録に係わる権利の対象となる育成

オ ノウハウ等の案出

カ 研究・教育の成果である有体物の創作

## 3 知的財産及び知的財産権

知的財産とは、教員等が行う知的活動の成果として、財産的価値を有し、必要であれば対外的に移転できる財産全般を指す。知的財産権とは、知的財産から生じる権利で、出願、登録等により法律で保護される権利のほか、特許を受ける権利に代表される発明等のことである。

## 4 知的財産及び知的財産権の本学帰属の原則

本学から支給され、若しくは公的に支給された研究経費を使用して行った研究の結果生じた職務発明などの発明等については、本学がこれを承継する。すなわち、職務発明により生じた知的財産は、原則として教員等から本学に譲渡され、本学に帰属する。なお、本学と雇用関係にない客員教員、研究員、大学院生等については、発明等に関する契約を別途締結する。

## 5 知的財産の権利化の手続等

本学は、知的財産のうち権利の取得を行うかどうかを一定の要件のもとで判定・評価し、積極的に知的財産権の権利化を進める。

## 6 知的財産の管理等に関する委員会の設置

本学は、全学的な知的財産の管理・活用を行うために、知的財産の管理・活用等に関する委員会（以下「知的財産委員会」という。）を設置する。

## 7 発明者への制限

発明者は、知的財産委員会において当該発明が個人帰属であると決定された後でなければ、当該特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し又は第三者のために専用実施権を設定してはならない。

## 8 秘密の保持

本学は、発明者、知的財産委員会委員及びその他関係者に、出願公開まで守秘義務を課す。ただし、本学と発明者が合意の上、公表する場合及び本学と発明者の責によらず公知となった場合は除く。

## 9 利益相反・責務相反

本学が社会貢献として産学官等連携を進めるにあたり、大学と企業では目的・役割が異なることから、教員等が企業との関係で有する利益や責務が本学における教育・研究上の責務と相反することが想定される。本学が教育・研究に関する責務を適切に果たしながら、社会貢献活動を積極的に進めていくためには、この利益相反・責務相反の課題解決の考え方を本学のポリシーとして作成し、利益相反・責務相反に関する情報等を積

極的に公表することにより、本学の公共性と中立性を維持し、透明性を確保し、説明責任を果たして行く必要がある。

#### 10 知的財産規程施行前の発明等の帰属

知的財産規程施行前の研究に基づく発明等については、原則として本学に帰属するものとする。ただし、同規程施行前の発明等で、既に権利化されているものは除く。

#### 11 知的財産ポリシーの改廃

この知的財産ポリシーの改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則（2009年10月5日常任理事会）

この知的財産ポリシーは、2009年10月5日から施行する。